

**淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた
子どもも大人も楽しめるパンフレット（デジタル版含む）製作業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨・目的

地場産業（淡路瓦、線香、そうめん）について、誘客につなげるための訴求効果をさらに高めるために、先人たちの知恵や努力、それらに裏打ちされた歴史的ストーリーなど、目に見えない奥行きのある魅力を効果的に発信することが求められている。併せて、地元住民に対し、身近な地域の魅力を理解し再発見する契機とすることで、共感とシビックプライドの醸成を生み出し、地域産業や地域社会の持続的発展につながる取組を行う。

本業務では、淡路島の地場産業（瓦・線香・そうめん）がコラボレーションした、子どもを起点とした大人も楽しめるわかりやすく魅力的なパンフレットを製作し、島内の家庭や学校教育で活用してもらうことにより、子どもから大人まで、地場産業の魅力や価値への理解促進と、郷土への誇り（シビックプライド）の醸成を図る。加えて、WEB サイト、SNS 等を活用し、デジタル版等により地域外の方にも地場産業の魅力を発信する。

ついては、本事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務概要

（1）業務名

「淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた子どもも大人も楽しめるパンフレット（デジタル版含む）製作業務」

（2）業務内容

別添「仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結から令和9年2月26日（金）まで

（4）委託上限額

2,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 応募資格

業務を委託するためのプロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- （1）法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- （2）提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- （3）業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- （4）次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

- ② 6（１）に掲げる必要書類（以下「応募図書」という。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 兵庫県が賦課徴収する県税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者

4 スケジュール

令和 8 年 7 月 17 日（金）募集要項等の公表・配布

7 月 27 日（月）質問書の提出期限

7 月 31 日（金）質問書に対する回答の期限

8 月 10 日（月）企画提案書等の提出期限

8 月下旬頃 プレゼンテーション審査

9 月上旬頃 審査結果通知、契約締結、事業開始

5 募集要項等の配布

（１）配布開始日

令和 8 年 7 月 17 日（金）

（２）配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

6 応募図書の提出等

（１）提出期間及び方法

期 間：令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 8 月 10 日（月） 17 時

方 法：持参又は郵送により下記（２）①～⑦を提出すること。 ※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。あらかじめ電話等により事務局に連絡すること。 ※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の 9 時から 17 時（12 時～13 時を除く）とする。

（２）応募図書及び部数（規格は日本産業規格 A 4 判・片面）

- ① 応募申請書（様式 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正 1 部・副 7 部
- ② 提案者概要（様式 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部
- ③ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部
- ④ 経費積算見積書（様式 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部
- ⑤ 応募者業務実績（様式 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部
- ⑥ 業務実績を証明するもの（契約書のコピー等）・・・・・・・・・・・・・・・・・8 部
- ⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各 1 部

ア 兵庫県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類

(提出の日において発行から3か月以内のもの)

※なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績が無い場合は、別添の誓約書(様式5)を提出すること。

イ 法人等に関する書類

法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類

(提出の日において発行から3か月以内のもの)

ウ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類(パンフレット等)

(3) 提出先

兵庫県淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 松田宛て

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

電話: 0799-26-2087(直通) メールアドレス: awajikem@pref.hyogo.lg.jp

(4) 質問等の受付及び回答

① 募集要項に関する質問

(別紙1)の質問書により、令和8年7月27日(月)17時までに電子メールにより提出すること。※電子メールのタイトルを「質問:淡路島の地場産業」とすること。※送信後、到達確認の電話を事務局へすること。

② 質問に対する回答

回答は、令和8年7月31日(金)までに当該質問者に対して個別に電子メールにより回答する。(関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。)なお、プロポーザル全体に関わる内容の回答はホームページにも掲載する。

(5) その他

① 応募図書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

② 提出された応募図書は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用する。

③ 提出された応募図書は応募者に返却しないものとする。

④ 提出された応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の承諾を得た上で、その全部又は一部その概要を公開する場合がある。

7 審査等

(1) 審査方法

① 審査会を設置し、応募図書をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ、後日「淡路島の地場産業の理解促進とシビックプライド醸成に向けた子どもも大人も楽しめるパンフレット(デジタル版含む)製作業務公募プロポーザル審査会」において、(2)の審査基準に基づき内容を審査の上、業務を委託する者を選定する。

② 公募型プロポーザル審査会の詳細は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。

- ③ 原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。
- ④ 審査の結果、総合評価が平均 60% (60 点以上) を獲得し、合計点数が最も高い事業者を契約候補者として決定する。
- ⑤ 本プロポーザル参加事業者が 1 者の場合においても審査を実施する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
業務理解度	①本業務の目的（地場産業の理解促進・シビックプライド醸成）を理解しているか ②地域の特性や地場産業の役割・意義を踏まえた認識が示されているか
企画・構成本力	①パンフレット全体の構成（導入・展開・まとめ）の整理がされているか ②ボリュームや掲載内容のバランスが適切か ③紙媒体及びデジタル版の特性を踏まえた構成上の工夫がなされているか
シビックプライド醸成に関する提案内容	①淡路島の地場産業の価値や魅力が単なる事業紹介にとどまらず、分かりやすく伝えられているか ②地域で受け継がれてきた歴史、背景、人の思いなどが適切に表現され、共感を生む内容となっているか ③地域や地場産業を「自分ごと」として捉えられる工夫がなされているか ④対話や気づきを促し、地域への関心や愛着につながる構成・表現となっているか ⑤将来的な地域との関わりや継承を意識した内容となっているか
デザイン・表現力	①全体のレイアウトや構成が整理され、視認性・可読性が確保されているか ②子どもが興味・関心を持ちやすく、親しみやすい表現となっているか ③写真、イラスト、図表等が効果的に用いられ、内容理解を助けているか ④全体として統一感があり、完成度の高いデザインとなっているか
実施体制・業務遂行能力	①本業務を実施するための体制（責任者・担当者・役割分担）が明確に示されているか ②製作から納品までのスケジュールが現実的かつ妥当であり、進行管理の考え方が示されているか ③取材・調整・修正対応等に関する対応力や、円滑な連絡体制が確保されているか ④類似業務又は関連業務の実績があり、本業務を安定して遂行できる能力が認められるか
付加価値提案（活用方法等）	①完成品の活用方法の参考提案など、仕様書にないその他有用又は有益な提案があるか。
経費積算の妥当性	①経費が明確に示されているか ②適切な経費配分がなされているか

(3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、参加者全員に対して、書面により通知する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ⑤ 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- ⑥ 経費積算見積書の見積金額が2(4)の金額を超えているとき。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

8 委託契約の締結等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定した者（以下、「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 上記(3)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (5) 委託料は精算払いとし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (6) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

9 留意事項

(1) 著作権等

- ① 本業務により製作される成果物の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- ② 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、選定業務者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、選定業務者の責任において処理するものとする。

(2) その他

- ① 業務実施に際しては、応募図書全ての提案が採用されるものではない。県と

選定業務者との協議によって、業務内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。

- ② 選定業務者は、本業務が県との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。
- ③ 業務実施に際しては、県と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県と協議し、その指示に従うこと。
- ④ 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。

⑤ 機密の保持

選定業務者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑥ 個人情報の保護

選定業務者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。

⑦ 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、選定業務者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- ⑧ 本業務については、業務終了後も含めて、兵庫県監査委員等の会計検査の対象となる場合があるため、選定業務者は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- ⑨ 令和9年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和9年度の選定業務者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。

10 事務局

兵庫県淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 松田宛て

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

電話：0799-26-2087 メールアドレス：awajikem@pref.hyogo.lg.jp